

平成25年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制度名	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例				
税目	所得税（措法第24条の2及び24条の3） 法人税（措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65）				
要望の内容	<p>〔制度の概要（現行）〕</p> <p>① 水田・畑作経営所得安定対策、農業者戸別所得補償制度及び環境保全型農業直接支援対策の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が、認定計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>② 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該年（事業年度）分の事業所得（所得）に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>〔要望内容〕 適用期限（H25.3.31）の2年延長 なお、農業者戸別所得補償制度の法制化の検討状況を踏まえて、要件の見直し等を別途要望する場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="884 898 1498 987"> <tr> <td data-bbox="884 898 1230 987">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1230 898 1498 987">－ 百万円 （▲3,100 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲3,100 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲3,100 百万円）				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の農業・農村は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化、農村の疲弊等、危機的な状況にあり、安全で安心な国内農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務である。</p> <p>このためには、意欲あるすべての農業者等が、将来にわたって農業を継続し、経営の規模拡大や多角化等の経営発展に取り組める環境を整備することなどにより、競争力のある経営体を育成・確保することが重要であり、平成23年10月に食と農林漁業の再生推進本部において決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」においても、土地利用型農業について、平地で20～30ha、中山間地域で10～20ha規模の経営体が大宗を占める農業構造を目指すといった方向性が示されたところ。</p> <p>これらの方向性を踏まえ、農業者戸別所得補償制度等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「効率的かつ安定的な農業経営」を実現するためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には、多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要がある。</p> <p>一方、農業者戸別所得補償制度等の農業経営の安定を図ること等を目的とした交付金は、米、麦・大豆等を生産する土地利用型農業を行う農家が、一定の所得を確保することを目的としたものであることから、その用途は制限されていない。</p> <p>このため、これらの交付金の交付を受けたことによって生じた所得を、更に、農業経営の基盤強化のための農地や農業用機械等の農業用固定資産の取得に活用されるよう誘導するためには、税制度による本特例措置の適用が必要不可欠である。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p>																																							
		政策の達成目標	<p>&lt;施策名&gt; 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保 農業者戸別所得補償制度の実施により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、家族農業経営の経営改善の取組、小規模農家や兼業農家も参加した集落営農の組織化、雇用創出等により地域の農業の生産活動の活性化に寄与している法人経営の育成を推進する。</p> <p>&lt;達成目標&gt; 平成32年において、農地面積のうち販売農家が7割程度、法人経営が1割程度、集落営農が2割程度を担う姿を目指す。</p>																																							
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間																																							
		同上の期間中の達成目標	<p>平成32年において、農地面積のうち販売農家が7割程度、法人経営が1割程度、集落営農が2割程度を担う姿を目指して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、地域農業の担い手への農地の利用集積を促進する。</p> <p>&lt;平成25年度目標値（農地面積）&gt; 販売農家 70% 法人経営 6%</p>																																							
		政策目標の達成状況	<p>（平成22年度の状況） 農地面積のうち販売農家が担う面積割合は70%、法人経営が担う面積割合は4%、集落営農が担う面積割合は11%。</p>																																							
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（平成25年度見込み） 対象者数 107,520 経営体（個人 92,253 法人 15,267） 適用者数 11,204 経営体（個人 7,918 法人 3,286）</p>																																							
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>（平成23年度末ベース） ○ 本措置を活用した農地等の取得計画と実績</p> <p>(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）（平成23年度）</p> <table border="1"> <tr> <td>農用地</td> <td>4,661ha</td> <td>121億円</td> </tr> <tr> <td>農業用機械等</td> <td>4,669台</td> <td>199億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計 320億円</td> </tr> </table> <p>(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度 (推計)</th> <th>25年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地面積</td> <td>5,540ha</td> <td>3,122ha</td> <td>3,564ha</td> <td>3,564ha</td> <td>3,564ha</td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>111億円</td> <td>86億円</td> <td>91億円</td> <td>91億円</td> <td>91億円</td> </tr> <tr> <td>農業用機械等</td> <td>1,888台</td> <td>2,616台</td> <td>4,095台</td> <td>4,095台</td> <td>4,095台</td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>72億円</td> <td>95億円</td> <td>149億円</td> <td>149億円</td> <td>149億円</td> </tr> </tbody> </table>	農用地	4,661ha	121億円	農業用機械等	4,669台	199億円			計 320億円		21年度	22年度	23年度	24年度 (推計)	25年度 (推計)	農地面積	5,540ha	3,122ha	3,564ha	3,564ha	3,564ha	(取得価格)	111億円	86億円	91億円	91億円	91億円	農業用機械等	1,888台	2,616台	4,095台	4,095台	4,095台	(取得価格)	72億円	95億円	149億円	149億円	149億円
		農用地	4,661ha	121億円																																						
		農業用機械等	4,669台	199億円																																						
				計 320億円																																						
	21年度	22年度	23年度	24年度 (推計)	25年度 (推計)																																					
農地面積	5,540ha	3,122ha	3,564ha	3,564ha	3,564ha																																					
(取得価格)	111億円	86億円	91億円	91億円	91億円																																					
農業用機械等	1,888台	2,616台	4,095台	4,095台	4,095台																																					
(取得価格)	72億円	95億円	149億円	149億円	149億円																																					

		<p>本措置は19年度の創設であり、19、20年度は準備金の積立が中心であったが、21年度以降は農地等の取得実績が伸びており、24年度以降も23年度実績と同程度で推移していくものと見込まれる。</p> <p>(3) 今後の準備金活用計画 1, 303億円  (4) 準備金積立残高 751億円  (5) 今後の積立等必要額 552億円  (注) (1)~(4)は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。</p>																																																																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																																																																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>準備金制度の対象となる交付金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(25年度要求)</th> <th>(24年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業者戸別所得補償制度</td> <td>6,680億円</td> <td>6,901億円</td> </tr> <tr> <td>水田・畑作経営所得安定対策</td> <td>722億円</td> <td>719億円</td> </tr> <tr> <td>環境保全型農業直接支援対策</td> <td>25億円</td> <td>25億円</td> </tr> </tbody> </table>		(25年度要求)	(24年度)	農業者戸別所得補償制度	6,680億円	6,901億円	水田・畑作経営所得安定対策	722億円	719億円	環境保全型農業直接支援対策	25億円	25億円																																																				
		(25年度要求)	(24年度)																																																															
	農業者戸別所得補償制度	6,680億円	6,901億円																																																															
水田・畑作経営所得安定対策	722億円	719億円																																																																
環境保全型農業直接支援対策	25億円	25億円																																																																
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>農業者戸別所得補償制度等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。</p>																																																																	
要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、農業者戸別所得補償制度等の交付金の交付を受けた担い手が、コスト削減等の経営努力により生み出した所得を、担い手の主体的な経営判断により、計画的に農業経営発展のために投資することを支援するものであり、農業生産の基盤整備を推進するために極めて有効な手法である。</p> <p>また、本措置は非課税措置ではなく、課税の繰り延べであることから必要最小限の措置である。</p>																																																																	
関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>適用件数</th> <th>減税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>94,741人 (78,614)</td> <td>3,391件 (2,765)</td> <td>1,787百万円 (943)</td> </tr> <tr> <td>法人等</td> <td>(16,127)</td> <td>(626)</td> <td>(844)</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>98,346人 (81,394)</td> <td>6,223件 (4,805)</td> <td>4,676百万円 (2,379)</td> </tr> <tr> <td>法人等</td> <td>(16,952)</td> <td>(1,418)</td> <td>(2,297)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>99,005人 (81,251)</td> <td>7,828件 (5,883)</td> <td>5,999百万円 (3,048)</td> </tr> <tr> <td>法人等</td> <td>(17,754)</td> <td>(1,945)</td> <td>(2,951)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>93,868人 (81,589)</td> <td>8,038件 (5,866)</td> <td>6,888百万円 (3,334)</td> </tr> <tr> <td>法人等</td> <td>(12,279)</td> <td>(2,172)</td> <td>(3,554)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>98,283人 (84,999)</td> <td>10,596件 (7,731)</td> <td>8,841百万円 (4,637)</td> </tr> <tr> <td>法人等</td> <td>(13,204)</td> <td>(2,865)</td> <td>(4,204)</td> </tr> </tbody> </table>		対象者数	適用件数	減税額	平成19年度				個人	94,741人 (78,614)	3,391件 (2,765)	1,787百万円 (943)	法人等	(16,127)	(626)	(844)	平成20年度				個人	98,346人 (81,394)	6,223件 (4,805)	4,676百万円 (2,379)	法人等	(16,952)	(1,418)	(2,297)	平成21年度				個人	99,005人 (81,251)	7,828件 (5,883)	5,999百万円 (3,048)	法人等	(17,754)	(1,945)	(2,951)	平成22年度				個人	93,868人 (81,589)	8,038件 (5,866)	6,888百万円 (3,334)	法人等	(12,279)	(2,172)	(3,554)	平成23年度				個人	98,283人 (84,999)	10,596件 (7,731)	8,841百万円 (4,637)	法人等	(13,204)	(2,865)	(4,204)
	対象者数	適用件数	減税額																																																															
平成19年度																																																																		
個人	94,741人 (78,614)	3,391件 (2,765)	1,787百万円 (943)																																																															
法人等	(16,127)	(626)	(844)																																																															
平成20年度																																																																		
個人	98,346人 (81,394)	6,223件 (4,805)	4,676百万円 (2,379)																																																															
法人等	(16,952)	(1,418)	(2,297)																																																															
平成21年度																																																																		
個人	99,005人 (81,251)	7,828件 (5,883)	5,999百万円 (3,048)																																																															
法人等	(17,754)	(1,945)	(2,951)																																																															
平成22年度																																																																		
個人	93,868人 (81,589)	8,038件 (5,866)	6,888百万円 (3,334)																																																															
法人等	(12,279)	(2,172)	(3,554)																																																															
平成23年度																																																																		
個人	98,283人 (84,999)	10,596件 (7,731)	8,841百万円 (4,637)																																																															
法人等	(13,204)	(2,865)	(4,204)																																																															

<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成23年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は以下のとおりとなっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている。</p> <p>① 農用地</p> <p>取得計画面積 4,661(ha) A  取得実績 3,564(ha) B  達成率(B/A) 76.5%</p> <p>② 農業用機械等</p> <p>取得計画台数 4,669台 A  取得実績 4,095台 B  達成率(B/A) 87.7%</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成32年において、農地面積のうち販売農家が7割程度(うち主業農家4割程度)、法人経営が1割程度、集落営農が2割程度を担う姿を目指して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、地域農業の担い手への農地の利用集積を促進する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成22年度実績値</p> <p>販売農家 69.5% (おおむね有効)  法人経営 4.2% (A:91%)</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成19年度 創設  平成21年度 2年延長・拡充</p> <p>① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加 [法人税]  ② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設 [所得税]</p> <p>平成22年度 拡充・縮減</p> <p>① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加  ② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外</p> <p>平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し</p>